

会 議 録 目 次

平成 1 5 年 第 1 3 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 （ 木 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日 程 第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て ……	3
日 程 第 2	会 期 の 決 定 に つ い て ……	3
日 程 第 3	報 告 第 11 号 損 害 賠 償 額 の 決 定 に つ い て ……	4
日 程 第 4	第 59 号 議 案 町 道 の 路 線 の 認 定 に つ い て ……	8
日 程 第 5	第 60 号 議 案 平 成 15 年 度 海 田 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ） ……	1 8
日 程 第 6	第 61 号 議 案 平 成 15 年 度 海 田 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ） ……	2 9
	（ 閉 会 ） ……	3 1

会 議 録

- ~~~~~○~~~~~

15番 住 吉 充
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 岡 寛 次 |
| 助 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 建 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（福祉保健担当） | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 税 務 課 長 | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 臼 井 真 |
| 監 理 課 長 | 因 幡 貞 男 |
| 建 設 課 長 | 児 玉 正 克 |
| 都 市 整 備 課 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 教 育 長 | 李 木 義 夫 |
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |

社 会 教 育 課 長 佐々木正子
上 下 水 道 部 長 木原正博

〜〜〇〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 園 山 純
主 査 濱 吉 計 守
主 査 中 下 義 博

〜〜〇〜〜

9. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第11号 損害賠償額の決定について
日程第4 第59号議案 町道の路線の認定について
日程第5 第60号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算（第6号）
日程第6 第61号議案 平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

〜〜〇〜〜

10. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は早朝より大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年第13回海田町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第6に至る各議案でございます。

〜〜〇〜〜

○議長（前田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、14番、原田君、15番、住吉君を指名いたします。

〜〜〇〜〜

○議長（前田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田) 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 0 1 分 休憩

午前 9 時 0 2 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(前田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日 1 日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長(前田) 日程第 3、報告第 11 号、損害賠償額の決定についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長(山岡) 皆さん、おはようございます。本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、報告 1 件、町道認定 1 件、補正予算 2 件を提出させていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

それでは、報告第 11 号、損害賠償額の決定についてをお願いいたします。三迫 1 丁目地内及び幸町地内で発生した車両損傷事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。

○議長(前田) 総務課長。

○総務課長(久保) それでは、報告第 11 号、損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。損害賠償額の決定につきましては地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 2 項の規定によりご報告するものでございます。

初めに、1 件目の損害賠償についてでございますが、債権者は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、損害賠償額は 1 万 2,283 円、専決処分の年月日は平成 15 年 12 月 11 日でございます。事故の概要でございますが、平成 15 年 9 月 9 日、都市整備課所属の庁用自動車が三迫 1 丁目地内の町道 6 号線を走行中、向かって左側の取付け道路前を通り過ぎようとした際、相手方運転の自動車がその道路から進行方向に左折してきたの

で、それを避けようと進路を右方向にとりましたが、相手方の自動車がそのまま出てきたため、庁用自動車の左側後部と相手側車両前面右側が接触し、破損したものでございます。過失割合につきましては、海田町 1 割、相手方 9 割とし、相手方の損害額12万2,829 円の 1 割、1 万2,283円を損害賠償額と定め、これにより専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。なお、相手方に支払われる損害賠償金につきましては財団法人全国自治会協会の町村有自動車損害共済から全額補てんされます。

続きまして、2 件目は、債権者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、損害賠償額は13万53円、専決処分の年月日は平成15年12月12日でございます。事故の概要でございますが、平成15年10月 1 日、海田中学校サッカー部がグラウンドにおいて放課後、部活動中、使用していたサッカーボールが防球ネットを越え、グラウンドの向かいの駐車場に駐車中の相手所有の自動車に直撃し、車両後部が損傷したものでございます。相手方の損害額13万53円を損害賠償額と定め、これにより専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。なお、損害賠償金につきましては全国町村会の総合賠償補償保険から全額補てんされます。以上でございます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。中学校でサッカーボールがネットを越えて相手の車に損傷を与えたということですが、通常管理の中で再びそういうことが起きるのかどうか。また、海田中学校以外で、西中学校についてはどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）海田中学校サッカー部の部活動の件でございます。海田中学校においての事例でございます、サッカーゴールと防球ネット、それから民家との距離が非常に短いということがございます。それが1点。それから、部活動の練習の中身でございますが、試合形式といいますか、センタリングをして浮いたボールを直接シュートする、そういう練習をしております、けり方によってボールの下に足が入って、そのネットを越えて相手側、境界のすぐ隣接した駐車場へ飛び込みまして傷をつけたという、そういうケースでございます。海田西中学校におきましては事例として、サッカー部がございまして練習はしておりますが、周りに相当の距離があるということと、ボールが外へ飛び出したという、そういう事例はございません。海田中学校においてサッカー部の練習方法について被害者宅と協議をいたしまして、練習のメニュー、方法を変えたやり方で現在行っております、その後の事故はございません。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）話はわかりましたけれども、サッカー以外で、野球であるとか、また各小学校でもそういう場合が発生するのではないかなと思うんですが、今後そういう手当ては考えていないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）サッカー部の活動以外、学校の活動、それから、学校のグラウンドの一般開放ということで社会体育の利用をしております。事例としては、ボール、例えばソフトボールが飛び出したという事例はございます。その都度対応していただいて、当事者同士で解決をしているというのがこれまでのケースでございます。若干、対応した例では、同じ海田中学校でございます。野球部のボールが飛び出しまして民家側へ飛び込んだという事例で、ネットをこれまで8メートルから12メートルに上げたという、そういう対応をした例がございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。今後対応するかどうかという質問をしよるわけですから、ネットを高くするとか何とかいう……。どうも、聞きよったらいらいらするんじゃ。どうなんですか。その12メートルにしたネットではまだ低いわけじゃけん。ボールが飛び出るということは。それを15メートルにするとか20メートルにするとかという、そういうことは考えておらんのかという質問をしておるのに、経過説明をしたり、うじゃうじゃうじゃうじゃわけのわからんことを言うて。もうちょっと的確に答弁をしてもらわんと、わしらはいらいらいらいらして、どうもならんのじゃ。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、そういうご指摘がございましたが、現場をつぶさに見まして対応したいと、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）現場を見て対応するというけれども、現場はわかっておるじゃない。今言うたように12メートルのネットにしておるというわけじゃけん。それを高くする気があるのかないのかということ。今、ソフトボールが飛び出しておるという例もあるし、ソフトボールは、あれはそばでしよるけん、飛び出ることもあるでしょう。軟式野球でも、今から中学生は体力がどんどんどんどんついてきたら、あの網を越すぐらいの球を飛ばすことも出る可能性もあるわけですよ。サッカーボールでも、練習の方法を変えると言

うけれども、やっぱりダイレクトシュートというのは練習の1つの項目に入っているわけだから、今後もまたボールが飛び出る可能性があるわけですよ。そういう可能性を考えてどうするのかという質問をしよるのに、町長は現場を見て考えるじゃ。現場は見いでも、わかっておるじゃない。

○議長（前田）教育部長。

○教育部長（山本）まず、サッカーにつきましては、当面の措置としましてサッカーゴールを別の場所に移してシュート練習をするようにしております。最終的には、南側のフェンスにつきましては12メートルに高くしております。今回の事故につきましては、北側のネット、これが8メートルで、少し低いということで、これについて来年度予算で12メートルの高さにするよう予算要望を現在しておるところでございます。そうした措置で対応いたしたいというふうに考えております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）私もさっきの質問と一緒にですが、言われることは要らんことを言うけんの。要らんことにまた聞かれるんで。さっき説明で、過去の事例でいろいろあったんじゃが示談で済ませたと言うて。なぜ、ほんじゃ、これも示談で済まさんかったん。要らんことを言うけん、こう言われるんでしょうが。何ぼまでやったら示談でやって、何ぼから上やったら出すんか。そこを説明してみい。

○議長（前田）学校の活動の分と分けてちゃんと説明してあげなさいよ。教育部長。

○教育部長（山本）過去、ソフトボール等が出たときの、今の示談というご質問でございますが、これにつきましては、ボールが出た事例はあるんですけども、実際にこうした損害にかかわるような事故にはつながらなかったということでの答弁でございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）ソフトボールでやって窓を割ったり何じゃかんじゃして、それで弁償せんかったら、示談で済むわけないでしょう。示談で済ませたというたら、そこらがあるでしょうが。ほんじゃ、わしは過去のことを言うで。そうでしょうが。過去に示談で済ませたというたら、弁償するか何かであったんでしょうが。ええかげんな答弁はやめんさいや。そこらをはっきり言いんさい、はっきり。自分が言うたことでしょうが。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）本件の事故も示談は交わしております。これまでも、示談といひましても、話し合いということも示談の1つになろうかと思ひます。生徒の活動で地域



に多大な迷惑をかけておる状況というのは各学校ございまして、それぞれ顧問あるいは児童・生徒自身、そういう飛び込んだおうちに頭を下げて、そういう活動を理解していただきながら、理解を求めてお許しいただいたという、そういう事例が多いかと思えます。このたびはそういう車両へ損害を与えて、ご本人、発生が10月1日の事件でございましたけれども、かなり理解を示す中で、どうしても車両のそういう損傷部分について……。

（「そういうことを聞いちゃいけないでしょうが」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（河原）はい。示談を交わしたわけでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）質問に対して、聞かれたことにだけ答弁して、要らんことを言わんように、議長、注意をお願いします。質疑に対して。お願いします。

○議長（前田）執行部の方に言いますが、聞かれたことに対して簡潔にといいますか、わかりやすく答弁してあげてください。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。よって、報告第11号についてはこれをもって終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第4、第59号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第59号議案、町道の路線の認定について。開発行為に伴い寄附を受けた道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）それでは、第59号議案、町道の路線の認定につきましてご説明いたします。資料の1をお願いいたします。町道の認定につきましては、道路法第8条の規定によりまして1路線について今回、議会の議決をお願いするものでございます。場所は浜角地内のユアーズ東海田店東側で、赤色で示しております。この路線につきましては、宅地造成による開発基準に基づき寄附を受けたもので、町道324号線として延長75.7メー

ター、幅員5.0メートルでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。質疑があれば許します。桑原君。

○7番（桑原）この議案は、あらかじめ議会の議決により町長の町道認定が行われると、道路法第8条第2項の規定がございます。それで一方、財産等の寄附を受ける場合の規定は海田町財務規則によりまして同規則の105条以下に詳しく手続きの規定、106条、107条、110条というような、管理上の注意事項も含めていろいろ書いてあるんです。さらに、引用規定として道路の寄附の受領基準がございます。これは58年の訓令第7号でちゃんと決まっているわけで、以上のことを踏まえて確認の意味も含めて、今後のこともございますので、本議案について質問いたします。以上のことを踏まえて、ここの今の議案の中に開発行為に伴い寄附を受けた道路を町道として認定する。寄附を受けた道路なんですね。とございます。これはいつ寄附を受けたんでしょうか。取得手続き等において、種目というんですか、用途、それはどのようになっているんでしょうか。道路になっているわけです、今。道路になっていれば、取得する時点、既に道路の寄附は次に定める基準に適合する場合に受領することができるんだというんですね。だけど、これはもう既に道路として取得しているわけでしょう。そこで、道路の受領基準に従って既に受領したものと見なされるわけです。ということで今、質問したわけです。だから、道路として寄附を今から受ける場合の基準ではないかと私は思っているわけです。

そこで、今、前置きが長くなりましたけれども、議案のように道路として既に寄附を受けたものの町道の認定基準についてはどのようになっているんでしょうか。要するに、道路として寄附を受ける基準があるわけですがけれども、その受けたものを道路法のこれによって議会の認定を受ける場合の認定基準があるのかないのかという質問です。質問の趣旨はわかっていただけましたね。

それから、2つ目、道路として寄附を受けた町有地ですね、要するに。多分道路となっているんでしょう。その管理についてはどのようになされているのか。この前、出されたのを撤回されました。崎本議員がいろいろ質問されて撤回されたんですが、それはまさにこのことだと思うんですよ。管理がちゃんとなっておればすぐ回答ができるはずだと思うんです。要するに、財務規則の110条、111条、112条、116条以下、そこに詳しく書いてあります、管理方法は。それはどのようになっているのか。その期間、道路として町有地になった場合には今現在までどのようになっているのか。

3つ目、このような町有地が大体どのぐらいあるんでしょうか。そのたびごとにいろいろこういう議論をして質問をして、撤回したり、また再提出するようなことでは困ると思うんですよ。それも財務規則に、様式56号から60号まですごいいろんな整理手法とか書類がございますから、すぐわかるようになっているんです。その辺はどのようになっているのか。この前のような状態になるのは海田町として恥ずかしいことだと思うんです。そういうことで、あえて確認の意味も含めて、今の3点を質問いたします。

○議長（前田） 監理課長。

○監理課長（因幡） まず、この認定を議決いただく道路でございますが、寄附の申し込みは平成14年12月16日でございます。それから、登記につきましては、平成15年1月17日に町の管理道として完了しております。それから、これは公衆用道路として寄附を受けております。それから、寄附の受領基準と認定基準でございますが、道路法に書いてございますのは、県と国の道路につきましては確かに認定とすべき基準という法的な要件がございますが、町道に関しては一応道路法には位置づけられておりません。しかしながら、寄附受領基準をもって一応これまで認定してきたという経緯はございますが、認定基準が明確にあるかないかと言われますと、それはありません。

それから、町有地の管理でございますが、どのぐらいあるかということでございますが、23カ所ございます。

それから、どのようにしているかということでございますが、これにつきましては町の管理道としまして通常の道路と同じような状態でございますので、例えば舗装が傷めば町で直したりというふうな管理は行っております。以上でございます。

○議長（前田） 桑原君。

○7番（桑原） 大体わかりました。それで、議会の議決を経ないといけないということで、それから、町の方でこういう認定基準で考えてくれというのはちょっといかがかと思うので、それは各議員の、議会の意思で決定するんだというように解釈していいと思うわけです。ただし、今まで道路として寄附を受ける、それと町道として認定するというのが同時にやったような、そんな感じがして、我々もちょっと反省しないといけないんですけども、それが一緒くたになって、道路の寄付の受領基準、その基準が頭に浮かんで、今回のように寄附を受けたものについてはどうなんだろうかという疑問がわいたものですから質問したわけで、それについての議員が判断するようなデータは資料の中に一応つけておいていただきたいと私はそう思うわけです。

それから、2つ目の、期間が14年12月16日に寄附を受けたとおっしゃるんですけども、現在まで、今も長々と申し上げましたけれども、いろんな管理注意事項とか何とか、関係条文がございます。教条資料とか、そういうようなことはちゃんと行われているのでしょうか。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）認定につきましては告示によってお示ししております。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）いや、その23カ所あるとおっしゃったでしょう。23カ所、今これと同じようなことが。それはちゃんとなされていますか。この前撤回されたような道路についてもちゃんとなされているのでしょうか。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）今申し上げたのは、町道の認定をいただいた場合には告示をするということございまして、管理道路として寄附を受けた場合に法的に表示ということについては、前回の分も含めまして、そういうことについてはございません。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）崎本でございますが、この前の臨時議会のときに2件出ましたよね。そのときには、町道にある道路として認定するのには幾つか基準を挙げられましたよね。あらかじめこれにクリアしておるから町道としてもらうんだと。今じゃったら、そういうあれはないと言われますよね、そういう基準とか。今はっきり言われましたよ。道路としての基準はありますが、寄附と、海田町のあれとしての基準はないと。この前は、道路法によって基準があると言うて、道路としてクリアしておる。このたびはないと言われるのは、それはちょっと説明の仕方がまずいんじゃないですか。それと、14年の何月に寄附を受けて登記して、登記は15年1月ですか。まだ道路として完成しておらんものを、寄附行為はやられていますわね。だけど、議会の認定も何もなしで、先に寄附も何も受けたら町道として登記されるのは、ここに何らかの食い違いがあるんじゃないですか。そこをお願いします。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）道路関係のご質問ですけども、まず、町道、特に市町村道のことを言いますけれども、市町村道には法定化された基準がございません。それは先ほど述べたとおりです。それは地域に密着した道路として法整備をわざわざしなかった意味

がございます。その中で町として、昭和58年でしたか、寄附受領基準というのを設けました。それは一定のハードルを立てるためです。したがって、従前には地域要望が多くて整理ができていなかった経緯がございます。そのためにやったものでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）まだあるんじゃが、私はさっきも言うたでしょう。聞かれたことにだけ答えてくださいと言うて。今やったら、基準があると言われるでしょう、寄附する。基準があると言うたんじゃないですか。よう聞きなさいや。その前は基準がないと言われてたでしょうが。そこらの食い違いはどっちがほんまかということを知りたいんですよ。ほうじゃから、それを聞いてほしいんじゃから。さっきは基準がないと言われて、今度は道路としての基準がある。私は基準があると思うんですよ、それは。

それから、最後に聞いた分ももう1回一緒に、今の工事はまだ着工も何もしゃらん、更地の分でしょう。そのとき、開発行為が出されたとき、もう既にそのときに登記したというのは、寄附行為を受けて、やったら、それはちょっと道順として間違いじゃないですかと言うんよ。それを出して、寄附行為をもう受けて、何で今になって町道と認定せいというのは、ちょっとそこらは矛盾しておるんじゃないんですか。もしか否決されたら、これ、ほんじゃ、町道にならんのですよ、議会も。そうでしょう。先に登記して町のものにしておいて、今認定を出して、これが議会で否決されたら今度はどうしますか。そこらを詳しくお願いします。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（池乃本）まず、道路のいわゆる道路認定の、ちょっと回りくどくなるかもわかりませんが、法的な異議について若干先に説明をさせていただこうと思うんです。ただいま桑原議員からも崎本議員からもご指摘いただいたのは道路認定基準と寄附基準の適合性をどういうふうに説明するのかということであろうと思います。基本法になっております道路法という中で、道路というのは、先ほど担当の方が説明しましたように、道路というのは国道と県道については規格、基準が定められておりまして、その他の市町村道については、ちょっとこれは読ませてもらいます。市町村道は国道や県道と異なり、何らその認定に際して法律的要件を定めているのではなく、一般交通の用に供する必要がある道を道路法上の道路とするか否かを市町村の判断にゆだねたものだということになっておるわけです。これを受けまして、町としましては町道の認定基準というものを定めるわけですが、町道の認定というのは、道路として認定する意義という

のは、単に財産だけでしたら財産管理をするだけなんです、町道としてここで認定をお願いする場合は、そのほかの他法の影響がある。例えば道路法の適用があるとか、あるいは都市計画上の問題、建築基準法等の問題があるので、これらと連動しておるといことなんです。話をもとに戻しますと、道路基準認定と寄附受納基準というこの中で町道も、それならば規格を定めたらいいじゃないかということになるわけなんです、我々がこのたびお願いしておるのは、その定めをいわゆる受納基準の中にしまい込んでおるといのか、中に入れておると。それは、道路として、財産としてじゃなくて、道路として認定をしていただくことを条件に、道路として活用することを条件に定めていわゆる受納基準を定めておるんです。受納基準というのは、いわゆる何でも受け取るんじゃないくて、道路として認定が可能なものを受納基準として定めておる。これがうちの法の並びになっております。

それで、先ほどご指摘の、じゃ、いつ認定するのが妥当なのかと。いわゆる受納したまま放置しておくのはおかしいじゃないかというのが先ほどのご指摘だろうと思います。確かにそのとおりだろうというふうに思います。そういうことで、23カ所も残っていたということは何らかのこれまでに問題点があったというふうに思います。今後この23カ所につきましては、本町の寄附受納基準に適合するように、関係地権者の方々のご協力を得たいと、こういうふうに思っておるわけです。これまで若干先般の議会で話をさせていただいた特例部分の中でどうも許容できないような状況のまま置いておかれたということについては今後、周辺の地権者の方々と協議するなり、あるいは県のいわゆる開発基準等と照らし合わせながら、できるだけ地権者の方々の土地利用を有効にさせていただくような方策をとっていきたい。それから、具体的にこの間の問題の中で、この議会が終わりましてすぐ町長とも一緒に現場へ行って現場確認をするとともに、再度関係地権者の方にもお願いしたわけですが、なかなか、そうはいいましても、土地にかかわる問題で、我々も出口が見つからないという状況がございます。非常に苦慮しておると。できる限り、例外規定でも、ある意味では例外の中で供用していただいて、早くそれぞれの土地の権利者の方々の利益を確保してあげたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。長々と済みません。

○議長（前田） 監理課長。

○監理課長（因幡） 時間的な経緯の問題についてご指摘いただきましたので、説明をさせていただきます。繰り返しになりますが、申し込みを受けましたのは平成14年12月16日

でございます。それから、登記が1月17日ということで、この時点では一応形式的には整っておりましたのを引き継いでおるということでございます。ただ、時間的に、今ご指摘のとおり、本来ならば寄附いただいた時点から少なくとも早い目な認定をお願いすべきであつたろうと思いますが、今後につきましてはその点については十分考えていきたいと思ひます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）済みません。私はちょっと理解に苦しむもんじゃから、もう1回質問いたします。今言われました、国道とか県道には基準があつて、町道には基準がありませんと。あるでしょう。じゃけん、町道には町道の基準があるんじゃから、それを満たしたものは寄附行為を受けると。そういう説明じゃったんじゃが、今日の説明ではそういう基準はありませんと言われたのが、ほんじゃから、私はそこに矛盾して、言われることが、説明がおかしいじゃないかということをお願いするんです。それから、あなたがさっき読まれましたが、その中にも国道と県道には基準があるんじゃと。町道に対しては民間が通る道じゃけん、それを精査して、別には基準というものは法的にはないと言われ、そこらが私は矛盾しておるんじゃないかと。町道何号線何号線、町道がつくには幾つかの町の規則、町がやったそれをクリアしておらんかったら、そういうことができんでしょうが、工事が、基準を。例えば4メートル以上あるとか、法的にあるいは6メートルあるとか。そういう基準があるんじゃから、基準がないないないないと言われますが、その中にはないかもわかりませんよ。法的な中にはないかもわかりませんが、海田町には海田町に対しての基準があつて、基準をクリアせんかったらだめじゃと。なぜそういう説明をされるのですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○13番（崎本）いや、まだ言いよる。聞かんから、早う早う要らんことを言うて、何回も何回も質問を受けるようになるんではないかと。だから、わかりやすく説明しなさいや。ほんじゃけん、町は町の基準があつて、でしょう。じゃから、さっきの監理課長の説明でもそうでしょうが。14年12月に入って、それをクリアしておるから、15年1月に登記したという、そういうことでしょう。私が言うのは、そういうことはええんじゃが、普通一般的な考えでは、図面はあつても、下水も何もかにもきちつとやって、きちつとアスファルトした道路ができてから、はいじゃ、海田町が受け取りましよう。それが当たり前の方法じゃないかということをお願いするんです。きちつとしたことをした中で

もらわなかったら、それ以前に例えば図面で、今からこういう計画があつて、こういう都市開発行為が出て、こういうふうになりますと。私が言うのは、過去に事例があつて、私もしたことがあります、きちっとしたことをきちっとできたものじゃなけりゃ海田町は受けんでしょうが。じゃないんですか。私もいろいろやってきた中ではね。図面だけじゃ絶対受けんでしょうが。そこらが矛盾しよるんじゃないかと、私はそこを聞いちょるんです。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（池乃本）どうも済みません。結論から言います。仰せのとおり基準はあるというふうに考えるべきだというふうに思います。いわゆる、先ほども言いましたように、市町村道の場合の判断をゆだねられたと。それで、認定基準という定めを海田町独自にはしていないけれども、じゃが、その代わり、寄附受納基準の中に今の認定基準を押し込めていきますよと。こういう意味でご説明したんです。ですから、議員さんがご指摘のとおり、基準はあると。基準は受納基準の中へ入れましたよという説明をしたつもりなんです、そこら辺がちょっとうまく説明できなかったと思います。済みません。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）10番、西山です。確認の意味で質疑をさせていただきます。それですと、平成15年1月17日に登記をされたということは、上下水道の整備・舗装は完了した後の登記という判断でよろしいんですか。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）そうでございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。町道の認定をするということは、前回提案をされて撤回されたんですけれども、同じ、目的のない財産、普通財産を持っておられて、しかし、それが町道として認定はされていないけれども、道路として使用しておるということになれば、私は歳入にかかわってくる問題が含まれているのではないかというように思うんです。例えば町道の延長の問題、これによって道路譲与税であるとか交通安全の関係、あるいは、わずかであっても地方交付税のそうした計算の対象になるというように思うんです。せっかく町が普通財産で目的のない財産を持っておつてもしょうがないので、わずかであっても歳入にかかわるそういう措置をした方が私はいいと思うんですが、前回いろいろあつて撤回をされたんですけれども、そういう関係を含んでおると思うんで

す。ですから、先ほど23カ所あるとかいろいろ言われましたけれども、それもプラスマイナス考えてみたら、私はせっかく目的のない普通財産を持っているよりも町道に早く認定をしてそれなりの措置をした方がいいのではないかなというように思うんですがね。だから、歳入の関係でかかわっているのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）ご指摘のとおり、いろんな面に置きまして町道の延長関係については国から入ってくる歳入関係には影響してまいります。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。原田君。

○14番（原田）14番、原田でございます。ここの議案に添付されてある資料について今後、今、位置図ここに道路がつきます、これを324号線と今出ているんですが、このほかに法務局に備えつけの地図、いわゆる公図といいますか、それと、寄附を受けて海田町が所有者になっているのであれば、全部事項証明ぐらいを添付しておいていただくと、登記の日付から何からわかる。もう一つは、これは開発行為によってやられた道路ですから、地方公共団体が受けにやいけんですね、できたときに。だから、その検査済み証というか、広島県が最後に検査するんでしょうけれども、そのときの検査に合格しましたよという書類の写しをつけていただくと経緯が非常にわかりやすいだろうと思うんですが、その書類を資料として今後添付していただけるかどうか。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）個人の問題以外でかかわる、プライバシーといいますか、そういうこと以外で、必要なものは出させていただきたいと思います。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。宮坂君。

○11番（宮坂）道路法という法律があるかどうか不確かなんですけれども、そういった範囲で、道路として認定する規準があるというのは先ほどの質疑と説明でわかったつもりがあるんですけれども、もっともっと浅い問題で済みません。町道で認定してもらうときに、砂利道でも認定してもらえるのか、舗装しないと認定してもらえないのか。その舗装してあるときでも、いわゆる簡単な舗装がありますね。あと、正式に普通町が発注する工事のように、よく粒調を引いて転圧してそのような舗装をしてあって初めて認定してもらえるのか、その点の基準があるのか、それをお願いします。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）今、砂利道の話が出たんですが、基本的に、寄附を受ける場合には公

費を投入しないで済むという考え方で寄附を受けるということが前提だろうと思います。ただ、これまでの経緯で、不特定多数の方が里道とかいうようなところを歩いておられるということで、これは町道として認定すべきということで、これまでも90センチの里道でも認定をいただいた経緯はございます。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）ですから、私は先ほど来聞いているうちに、最初の桑原議員の質問のときに、一番最初に聞かれたときに町道の認定の基準はないといったときのその基準がそれだというふうに感じていたんです、私としては。ある意味、その基準を明確につくった方が今後いいんじゃないかというふうに、今この質疑・答弁を聞きながら感じたんです、非常に。例えば、一応舗装してあって、町道としてぱっと見はいいという道路がありますよね。それを認定した後に、実は転圧もいいかげん、舗装の立米というか、あれもいいかげんな立米であったことが事後判明した場合がありますよね。そういった場合に、いわゆる価値があった舗装とかに対して、後からいわゆる、言葉は違うかもしれませんが、賠償とか、そういったことを求めることも可能だと思うんです。ぱっと見で、道路としていいよ、これならいいでしょうというふうに……。わかりますよね、今、言いたいことが。そういった基準も設けておく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その見解だけお願いいたします。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（池乃本）ご指摘のとおりだろうというふうに思うんですが、そのことで私も他市町村に、市町村として受ける場合の基準の策定の仕方等についていろいろ問い合わせをしたんですが、関係法令が、先ほども言いましたように、道路法から始まって建築関係、開発関係が含まれて整備をしていくということになって、市町村が上位法規までの影響を考慮しながら法整備するのが非常に難しいというのが、理屈としてご指摘のとおりだろうと思うんですが、事実上非常に難しい部分があって、現在私どもが持っておる基準というのは広島市の並びになっておるんです。広島市さんもその部分については確かに理論上はやっぱり市町村は市町村で細かく基準を定めたらいいだろうということがあるんですが、ご存じのように、市町村の中にはいろんな慣習みたいなものもあって、里道、水路、その他も含めて取り扱っていかんやいかんという苦悩があるので、いまして勉強させていただきたい。ご指摘のことは確かにそのとおりだというふうに理解しております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第59号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第59号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第5、第60号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第60号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第6号）。平成15年度海田町一般会計補正予算（第6号）は、平成15年12月定例議会で否決となった平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）の一時借入金の最高額の追加を5億円減額し15億円とするなど、修正し、再度提案するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第60号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。説明に当たりましては、さきの12月定例議会でご説明をいたしましたものと重複している部分が多くありますので、変更している部分につきましてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料2の平成15年度補正予算説明書に従いまして歳出からご説明をいたします。資料2の6ページをお願いいたします。まず、総務費の総務管理費の一般管理費でございますが、先ほど報告第11号でご説明いたしました海田中学校での物損事故に係る賠償保険金の歳入に伴い財源振替を行ったものでございます。それでは、10ページをお願いいたします。10ページの土木費の都市計画費の都市計画総務費でございますが、これも公用車の車両損傷事故に対する保険金の歳入に伴い財源振替を行ったものでございます。次に、13ページをお願いいたします。13ページの公債費の利子の償還金利子及び割引料であります

けれども、一時借入金の額の変更に伴いまして、その利息部分を150万円増額するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。4ページをお願いいたします。4ページでございますけれども、繰入金の財政調整基金繰入金として2億354万9,000円を減額するものでございます。次に、5ページの諸収入の雑入でありますけれども、その他として22万3,000円を新たに増額しておりますが、先ほど歳出でご説明いたしました公用車の車両損傷事故に対する保険金と海田中学校での物損事故に係る賠償保険金として増額するものでございます。合わせまして651万6,000円を減額するものでございます。

それでは、第60号議案の方をお願いいたします。第60号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。第1条の歳入歳出予算の補正でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億579万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,251万8,000円とするものであります。

次に、第4条、一時借入金の補正につきましてご説明をいたします。まず、一時借入金につきましては、地方公共団体が1会計年度内において歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる金銭を一時借入金と申します。また、一時借入金は一時的な収支の不均衡を解消するための支払資金であるため、当該会計年度で収納された歳入をもって、その年度の出納閉鎖日である5月31日までに償還しなければならないこととなっております。この点が、同じ借入金でありましても、特定の財源に充てるための事業資金として借り入れ、年度を超えて償還する地方債とは本質的に異なるものでございます。

次に、一時借入金の増額補正の理由につきましてご説明をいたします。平成15年度当初予算ではこれまで工事代金などの支払いを出納整理期間の4月や5月にも行っていたこともあり、一時借入金の最高限度額を10億円に設定することで歳計現金不足への対応ができるものと考えておりましたけれども、予算編成後、広島市との財政事務の協議を進める中で、合併に伴い消滅する団体には出納整理期間がないため、履行期間が3月31日までとなっているもの以外につきましては3月までに支払いを済ませておくように要請があったものでございます。こうしたことから、平成15年度予算執行に関する財務事務担当者会議におきまして原則、工事執行や物品購入に関する工期、納入期限については平成16年1月末とし、工事等の完了検査を2月末までに終え、3月末までには支払いを終えるように指示をいたしました。その結果、3月までの間に支払いが集中し、5月

中旬以降の起債借り入れまでの間に歳計現金が23億円程度不足してくることとなりました。そのために、起債借り入れまでの間の支払基金を確保するために既定の一時借入金の借入額の最高額に15億円を追加し、一時借入金の最高額を25億円とするものであります。なお、さきの議会では20億円を追加し、一時借入金の最高額を30億円としておりましたが、この額は最高額としてゆとりを持った額で設定しておりましたけれども、精査し、5億円を減額し25億円としたものであります。以上で平成15年度海田町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田君。

○14番（原田）現在の財政調整基金の額、それから今手持ちにあるキャッシュの額をお知らせいただきたいのと、30億最高限度額を25億までにされて、それに伴って利子の部分の予算も減額になったということで、評価はできると思うんですが、精査されるという言葉が出たんですが、今後このような事態が起きないわけではないわけですね。キャッシュフローの中で現金が足りない、年度の予算の中では入ってくるのはわかるけれども、入ってくる時期がちょっとずれると。だから、キャッシュフローが難しいときが起きるかもしれませんけれども、今後このようなことが起きないようにされていくという。1つには、町長の所信で述べられたように、行財政改革についてしきりにおっしゃっておられたので、利子の減額についてもぎりぎりのところをよく見きわめて今後やっていただけるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、財政調整基金でございますけれども、現在、補正予算等で額等を変更しておりますものですから、現段階でこの年度末における基金の現在額見込みは11億4,000万余りになるものと考えております。現在の11月末におきます歳計現金の状況でございますけれども、今、他の基金等の繰りかえ運用を既に16億6,000万円行っております。あわせまして、それを繰りかえ運用をした後に歳計現金は現在5億8,000万余りあります。それから、今後につきましては、ご指摘のように、当初予算の段階で繰りかえ運用額、一時借入金の額について、あらゆる事態を想定して設定していく方がよかったというふうに反省しております。今後については、当初予算においてあらゆることを想定し、適切な額となるように設定したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）佐中君。

○ 1 6 番（佐中）16番、佐中です。一時借入金についてお尋ねいたしますが、前回議会で否決をされたわけですが、その理由の中に、安易に20億円も一時借入金を増やすことは相ならんという反対討論がありましたけれども、実際それが否決されて再提出されておるんですが、もしこれがまた否決をされるということになれば、どういう影響を一時借入金の中で受けるのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）否決につきましては、一時借入金はいわゆる支払資金のつなぎ資金でございますので、それが当初10億を予定しておりました。10億につきましては財政調整基金と他の基金の繰りかえ運用を行う上で、ある程度、工事等の進捗状況においては対応できるものと想定をしておったんですけれども、それが今回こういうふうになって申し訳なく思っておりますけれども、これにおきまして実際に影響が出る場合についてはいわゆる支払資金が不足してきますので、何らかの資金手当てをしなければならない。資金手当てをする方法は、補正予算をする方法、あるいは、利息は高いんですけれども、起債の前借りという方法も中にはございます。ただ、この起債前借りというのは、現在の一時借入金の不足は0.2%を予定しておりますけれども、起債の前借りは1.8%と。ですから、現在予定しております二十数億の一時借り入れの額でもって起債前借りをしますと大体1,000万余り多くの利息がつくようになります。いろんなことを想定、検討した結果、一時借入金の額を増額させていただいて、それでもって利息の少ない方法でしたいということで、最悪の場合は、さっき言いました起債の前借りという制度でもって対応を考えるしか現在ないと思っております。

○議長（前田）佐中君。

○ 1 6 番（佐中）私のいろいろ研究した中で、もしこれが否決をされることになると、町の信頼にかかわる大きな問題が、お金では計算ができない、そういう失墜があらうと思うんですよ。業者に支払うのはもちろんのこと、話を聞くとところによると、職員の給料でさえ影響があるというように話を聞きましたが、今そういう影響があってはならないので、起債のそういう問題について前借りをするというような、工面をされるというような答弁がありましたけれども、実際これが10億でローテーションを組んでやりくり、10億ぐらいあったらいいんじゃないかなというように思うんじゃないけれども、しかし、考えて見れば、105億の当初予算を組んで、年度末まで約80億ぐらいは、町民の町民税であるとか、いろんな補助金もそうだし、固定資産税なんかも分割して払っているけれども、

80億ぐらいは大体めどがつくけれども、あと20億から30億程度が、23億と今言われましたけれども、そういうものが処理できないということで一時借り入れという私は理解をしておったわけですが、実際に職員の給料ということは、我々の給料だって影響が、給料といたらおかしいけれども、報酬がね、というのも影響があるのではないかというように思うんですけれども、その点はどうですか。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）先ほど質問に対して答えがちょっと不十分でございました。さっき言いましたように、地方公共団体の信用失墜に非常に大きな問題があります。あわせて、大きな支払工事代金となってまいりますので、要するに業者においてのいわゆる資金手当てについても非常に大きな問題が出てくると考えています。あと、職員の給与関係につきましても現段階におきましては、これは推測での23億でございますので、当然ながら、その資金手当てができなければ、その間においてはあらゆるものが支払いができなくなるということについては考えられると思っています。

○議長（前田）ほかに。桑原君。

○7番（桑原）この補正予算案、これについては当初予算額が105億2,100万円ということで対前年121.6%といった予算に対して今現時点で税の減、執行残、そういうことで5億、正確には5億579万円減額補正をするということなんですね。これ、海田町の財政以来でしょう、こんなことは。これは異例中の異例といいますかね。平成3年から全部財政を分析しますと、4億とか5億補正増ですよ。増額したことはございます。だけど、12月時点で減額補正です。私は15年度の当初予算のときに予算委員会でも定例議会でも反対しました。私の反対したのは正しかったんだと今でも思っています、これ。こんなことはいかに当初予算が甘かったかということのあかしだと思うんです。当初予算の存在意義というんですか、それが全くなくなるんじゃないかという危惧をするわけです。私も過去、予算の関係を長くやっていたものですから、こういうことを議会で当初予算の議論をやっても、当初予算を議論する意味がないというように私は思わざるを得ないんですよ。まず、そういう点で、異例中の異例だという点で、おかしいんじゃないかということがまず第1点にあると思うんです。それは、申すまでもありません。合併予算だったからです。合併予算だったから、行け行けどんどんじゃないですが、合併あるのみでずっと組んだ予算だからこういうことになったわけでしょう。

そういう中において問題の公債費ですよ、一番問題になっている。この公債費は全体

では8億9,336万円ですけれども、今、財政課長のご説明があったように、利子では2億8,857万8,000円になっているわけです。当初予算でそうなんです。ほかは当初予算が執行残とか何とかで5億も減らしているのに、3億に近い利息の当初予算に対してみみっちい話といたらあれですけれども、150万だけ加えないといけないというのはなぜなんだろうかという、その説明がこの前の議会ではあまりにもお粗末といたらいいんですか、不親切というのか、新聞報道で初めて……。知らない人は、いつの間にか海田町の財政はおかしくなったのかという傍聴席からの声があったでしょう。もちろん財政力と資金繰りの問題は全然別個だということをご承知のとおりですよ。そういう説明もないまま決をとったりして。今まで当初予算に賛成した人が反対したり、反対したのが賛成したりするというような状況になったのが私は解せないから反対したんです、この前は。そこで、町長は予算の提出権者だ。町長しかいないんですから。この前も私は質問したんですよ、こういうことについて。一般質問でやったでしょう。今回先送りした場合には予算にどういう影響がありますかというふうに、再々質問をしたんですよ。それについて、影響ありませんとおっしゃったじゃないですか。何回水を向けても影響がないというお話だからこういう問題になったじゃないですか。そういうのを言っているんですよ。私は筋を通したと思っているんです。もう少しそういう説明責任といいですか、今、イラクの問題で首相の説明責任が問われていますけれども、そういう説明責任についてどう思われますか。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、今回の減額補正でございますけれども、予算を執行していく上では当然ながら増減が出てくるものでございます。今回についてたまたま、大きな要因については福祉センターの入札執行残が出たということと、あとは固定資産税につきましては当初見込みよりも地価の下落等、あとは評価関係が下がったということで、特別な要因だと考えております。それに対応するのが補正予算ということだろうと考えております。

それから、2つ目には、一時借入れの説明不足、これについては私も十分反省しております。十分説明をしなかったことについては反省しております。

それから、一時借入金の2億8,000万余りですか、利息分を含んでおりますけれども、これは考え方は、今まで借りている元金に対する利息分でございます。プラス一時借入金の利息については50万を組んでおりましたけれども、50万では足りないだろうという



ことで、合わせて150万円を今回増額させてもらっておるものでございます。

それから、合併予算との関係でございますけれども、さきの議会の一般質問でもお答えさせていただいたように、これについては合併予算の前倒しを、あくまでも実施計画に書かれた事業について前倒しした、住民サービスの福祉の低下を招かないような意味合いも含めて前倒しをしたものでございますので、それに伴いまして、合併に影響する電算費用とか、あるいは表示関係の変更等の費用は含んでおりませんでしたので、そういう面では影響ないということを申し上げたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）だから、説明……。なぜこの前のときに、今、佐中議員も、どういう影響があるんだとかいう話があったでしょう。今私もそういうようなことを聞いているわけです。なぜ新聞報道で、前倒しだとか何とかおっしゃるでしょう。その前倒しだというのもおかしいんですよ。当初予算で組んでいる予算が足りなくなったから200万とか150万追加したんでしょう。前倒しだから足りなくなったというような、当初予算から見たらおかしいじゃない。合併に反対したために、予算に反対したわけですよ、私は。それがどんどんどんどん、町長がかわってもどんどん進んでいるからおかしいじゃないかという意味なんですよ、言え。そういうことなんですよ。だから、もう少し財政力と資金繰りの話、町長はその筋の専門だというように聞いておりますから、会計学なら会計学でもいいですが、そういうことがちゃんとわかっているのならわかっているように、議会に説明すべきじゃないかというのがこの混乱を招いた原因だと私は思っているんです。だから、前町長とか今の町長じゃないです。議会対行政なんです。町民のためにやっているわけですよ。だから、そういうようなことで、財政力というのと資金繰りの話はわかっていますよ、それは。わかっているんだけど、私の質問に対してあまりにも、影響がないなんて言うのがけしからんというように私は思っているんです。そういうことで、事情はわかりました。今後、そういうようなことについてちゃんと議会に対して説明責任というんですか、納得のいくまで説明をしていただきたいと思います。

○議長（前田）ほかにございませんか。西田君。

○5番（西田）5番、西田です。質疑を行いたいと思いますが、当初の予算のときに10億組まれておりますが、この10億の根拠と、30億借入れを起したらどうかということ

に対してご質問したいと思います。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）当初10億につきましては、予算編成作業につきましては平成14年10月から15年1月にかけて編成作業を行いまして、その間で一応の大筋の額については確定いたしました。それに基づきまして、その段階で起債借り入れ関係が27億円ぐらい出てくるということについては既にわかってはおりました。27億円の起債借り入れがあるので、それに対して一時借り入れとか、あと資金手当ををどうしようかということを経営で検討いたしました。その中で検討したのは、基金のその段階では基金の残高、15年度末については基金の取り崩し等を行った上、残る基金は何ぼあるだろうかという額の確認、それから、あわせて例年工事関係の経費関係がずれ込むことがあるだろうということ、それから、事業の進捗状況に応じて繰りかえ運用、また一時借り入れについての一定の額を設定してもなおかつ不足する場合については、一時借り入れも予算なので、予算での補正予算も可能でなかろうか、それから、最悪の場合は、利息は高いけれども、起債の前借り関係もできるのではなかろうかということも踏まえて検討し、これまでと同じ、今までは一時借り入れしたことはございませんでした。ということもあって、繰りかえ運用等の額、あるいは補正予算、あるいは工事の進捗状況等々を考慮して、当面は10億でいいんじゃないかということで当初予算の中ではさせてもらっております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）ということは、その一時借り入れに対する算定根拠は必ずあった上での一時借り入れの額を決定されているというふうに理解していいですか。それと、設定する場合に安全率を掛けていけば幾らでも膨らますことはできると思います。そこらはどのように考えられるのかということと、それと、実際、金利負担等を考えれば、工事は当然前倒ししていく方向だと思います。それから、金利は少々我慢してもええよということになれば、年度末に工事が集中することも考えられると思います。そういったものを考慮されて多分決められていると思うんですが、そこらの、最終的に聞きたいのは、どのくらい安全率、ダンパーを設けているかということなんです。そこを質問したいと思います。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）先ほど申しましたとおり、予算の編成段階ではいろいろ検討はしております。それから、安全率の関係でございませけれども、いろいろ合併関係等が進ん

でございましたものですから、その段階で起債の借り入れ27億、その程度については当初から組んでおけば、いろいろなことを想定して額の安全性を踏まえて組んでおけばよかったかなと今反省をしております。それから、金利負担等については、先ほど言いましたように、金利負担については起債の前借りをすればある程度資金は確保できますけれども、利息的に高いということを踏まえて、最悪の場合ということで考えておりました。それから、前倒し等についても事業については、過去の例によりますと、やっぱり4月、5月での支払い関係、2月後半あるいは3月の中旬にかけて工事が完了してまいりますので、それから請求書を受けて支払っていきますので、となれば、4月、5月の中でも大きな工事については代金支払いはずれ込むということも想定をしておりました。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）今の質問に関連するかもしれませんが、課長は先般の議会では当初から危惧しておったというふうな今答弁があったと思ったんですけれども、前回の議会のときは当初は大丈夫だろうというふうに答弁があったんですよ。その中で、広島市と協議をする中で3月には出納整理を済まさんといけんから、すべての工事を前倒しで発注したから、その時点でお金が足りなくなってくる、23億から24億ぐらいショートする発言があったと私は記憶しているんですよ。今の答弁だったら、当初からやっぱり多少の危惧はあったかもしれませんが、どうも今の答弁は、最初から非常に危ない感じがあった、だけれども何とかできるんであろうという答弁に聞こえたんですけれども、どっちなんですか。それがまず1点です。わかりますよね。

それから、今のもう1点、安全率という分があったんですけれども、安全率を踏まえて前回30億という一時借り上げを考えて出されたと思うんですけれども、それは前回否定されたので、一応絞って絞って絞った上の25億という提案になったと思うんですけれども、そのこのところをもう1回はっきりさせてください。まず、当初から本当にどのぐらい危惧があったのか、そのこのところをまず1点とさっきの安全率。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）先ほど申しましたとおり、27億というのは大きな金でございますので、そういう面で当面は大丈夫だろうということとあわせて内部ではいろいろ協議しておりました。広島市との合併協議を進めていく中で具体の実践的なものについてはそこまで、支払い時期の関係までは話は進んでおりませんでした。そうした進めていく中で、実際に3月のいっばいに支払いをし、決算をして、通常のものについては3月中に決算を済

ませたことということ踏まえての段階で事業の前倒しを図ったということで、当然ながら27億というのは非常に大きな金ですから、そういう面では十分協議しておりました。

それから、30億から25に下げたというのは、さっき申しましたとおり、30億というのはゆとりを持った額、23億程度不足してくるだろうということを想定しておりましたものですから、それについてあくまでも借り入れできる最高限度額としての30億ということを考えておりましたものですから、そういう面でゆとりを持った額で前回は提案させていただきました。今回につきましては、額が大きいというような批判もいただきましたので、それについて精査し、最低限必要なものについては25億円あれば当面やれるだろうと。あと、ある程度23億の中で対応できるということで25億にしたものでございます。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）それで、その話は別にしておいて、工事前倒しで1月末には工事が終わるような発注の仕方を今年はやってきたと言われていたんですけれども、現在、あと年度末までもう3カ月少しありますよね。今から発注される工事があると思うんですけれども、もうないんですかね。それが何件ぐらいあって、総額が何ぼぐらいの工事がまだ残っているのか、すぐわからないかな。わかれば、というか、そのぐらいわかると思うんですけれども。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）建設課の関係ですと、件名予算として当初上げてもらったものが1件ほどあります。それは1月の入札にかけていきたいと努力しております。

○議長（前田）ほかにございませんか。三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅でございます。じっと見て大分悩むわけなんですけれども、1カ月前から入った者からすれば判断に非常に悩むということで、来る前に大分考えまして、普通に家計簿のように現金の出納、残高を判断する上で、15年4月からのお金が入って出て残高というのを11月までというか、今までは確定して、それから、1月、2月、3月とかいうのはこれからですから、見通しという感じになると思うんですけれども、お金の正確なところがどうなっているかということで、15億追加、20億追加ということでない、4月から実績が実際こういう出し入れで、残高がこういうことで、これから1月から3月までこれだけお金が見通しとして要るということで、ほぼはっきりしたもので要るから、これだけ20億増額ということが、はっきりした収支とかそういうものを

家計簿のように、入ったばかりで、提示してもらわなければ非常に判断が苦しいわけなんです。これからのこともありますし、そういうぐあいに提示してもらえればよろしいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）毎月の出納状況につきましては、当然ながら監査委員の毎月の定例監査、出納検査を受けておりますし、また、その執行状況については定例監査等を受けております。その状況について監査委員の方から町長あてに例月の出納状況はどうだったということで報告を受けております。その結果について、毎月の現金の動き、各会計の収入支出の状況、残高の状況、あとあわせて現金を管理している上での問題点等について監査委員さんの方から指摘がありますので、その意見について私も、それから、議員さんの方にその状況をお配りしているかどうかははっきりわかりませんが、ちょっとこれについては監査事務局と協議しまして、必要でありましたらお配りするようにしたいと思います。今後の収支見込みににつきましては財政の方におきまして、年4回に分けて、1、2、3ですが、この1、2、3の収支状況については各課からもらっています。それについて、それを踏まえてこの四半期ごとの、今度であれば4ですか、4の四半期の状況について収支見込みを立てまして、それに基づいてこれを収入役さんの方に送りまして、収入役さんの方で資金の手当ての見込みを立ててもらっておる状況でございます。さっき言いましたように、監査の状況につきましては検査の状況の一覧がありますので、それについては再度確認をとって、議員さんにお配りしているかどうかも含めまして対応していきたいと考えております。

○議長（前田）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第60号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第60号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり決することといたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第6、第61号議案、平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第61号議案、平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、老人保健医療費拠出金の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2億4,356万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,725万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第61号議案、平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。恐れ入ります。資料3の補正予算説明書をお願いいたします。よろしゅうございますか。今回の補正予算の主なものとしましては、一般退職被保険者等の医療機関等に支払う保険給付費及び老人保健医療費拠出金等に不足が生じたので、基金と繰越金等を活用する内容をもってご提案するものでございます。

最初に、歳出よりご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。1款総務費の徴税費、負担金補助及び交付金の47万8,000円の減額でございますが、一般会計でもございましたが、安芸郡滞納整理組合解散に伴う負担金を減額するものでございます。2款保険給付費として、1目一般被保険者の療養給付費の4,112万4,000円、2目退職被保険者等に係る療養給付費の1,235万1,000円につきましては、それぞれ被保険者等の増加等に伴い医療費に不足が生じたので、増額するものでございます。2項高額療養諸費の1目一般被保険者の950万1,000円、5ページの2目退職被保険者等に係る1,588万8,000円につきましては、それぞれ高額療養費が大幅に増加していることに伴う予算措置でございます。次に、3款老人保健拠出金の1目医療費拠出金の1億6,021万3,000円、2目の事務費拠出金の111万3,000円につきましては、全国の老人保健医療費総額の確定等に伴い拠出金等に不足が生じたので、それぞれ予算措置するものでございます。4款介護納付金の385万円につきましては、平成15年度の介護納付金額の確定に伴う増額でございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。まず、3款国庫支出金の2目療養給付費等負担金の2,025万円は、一般被保険者に係る療

養給付費、高額療養費が増加したための予算措置でございます。また、2項国庫補助金の財政調整交付金のうち普通調整交付金を2,484万5,000円増額するものでございます。国におきましては、市町村国保財政を勘案し、省令で定める一定の方向によりその価格を策定し、その不足額を普通調整交付金として補うもので、増額交付に伴う予算措置でございます。4款療養給付費等交付金の1節現年度分の2,823万9,000円は退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費が増加したことに伴うものでございます。また、2節の過年度分の877万1,000円につきましては、平成14年度退職者医療費療養給付費交付金の実績に伴う予算措置でございます。8款繰入金の一般会計からの繰入金の341万8,000円につきましては、低所得者への保険税負担を軽減するための保険基盤安定負担金制度に対する対象者の増加に伴い増額するものでございます。次に、2ページの2項、1目の基金繰入金の9,302万7,000円につきましては、歳出予算で申し上げましたが、老人保健医療費拠出金に不足が生じたので、基金を取り崩して不足を補うものでございます。また、9款繰越金の5,749万2,000円は平成14年度の繰越金でございます。10款諸収入の1目一般被保険者第三者納付金の237万4,000円、2目の退職被保険者等第三者納付金の394万8,000円は、それぞれ第三者行為として交通事故に伴う診療費に係る費用の納付による予算措置でございます。3目の一般被保険者返納金5,000円は、資格喪失後の診療費に係る費用の納付に伴うものでございます。また、3ページの5目雑入の119万3,000円は、平成14年度高額医療費共同事業決算剰余金の返還金を予算措置するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2億4,356万2,000円を予算措置し、歳入歳出予算を23億3,725万4,000円とするものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。渡辺君。

○6番（渡辺）6番、渡辺です。資料3の2ページ、基金繰入金についてお尋ねいたします。今回、9,302万7,000円を繰入れた後の基金の額は幾らでしょうか。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（上村）基金残高としましては、4,628万984円となっております。

○議長（前田）渡辺君。

○6番（渡辺）今後の運用には大丈夫なんですか、その点をお願いします。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（上村）国保の健全化にはこの基金につきましては重要な財源となっております。そのため、毎会計年度の決算剰余金から2分の1を基金の方から繰入れするという形のものになっております。今後におきましては、保険税の税収の確保、または医療費の削減等を目指しました保険事業の充実を図りまして、基金の方の繰入れがなるべくできるような形で健全経営に努めていきたいと思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第61号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第61号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案どおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）以上で、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成15年第13回海田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

午前10時41分 閉会